



廃リ第77号
平成28年4月21日

一般社団法人鹿児島県産業廃棄物協会会長 様

鹿児島県環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課長



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の提出及び処理の促進に係る
周知について（依頼）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃より御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル（PCB）含有機器の保管事業者は、別紙のとおり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管及び処分の状況について県（鹿児島市内の事業場については鹿児島市）への届出が義務づけられているとともに、政令で定める期間内に処分を行わなければなりません。

なお、鹿児島県内の事業者が保管する高濃度PCB廃棄物においては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北九州事業所で処理することとなっておりますが、同事業所の計画的処理完了期間が高圧トランス・コンデンサ等については平成31年3月まで、安定器等・汚染物については平成34年3月までとなっております、早急な処理手続きが必要です。

また、低濃度PCB廃棄物についても国の認可等を受けた民間処分業者に処理委託する必要があります。

つきましては、貴団体の広報誌やホームページ等を通じた会員企業等に対するPCB廃棄物の処理の促進と保管状況等届出書の提出の周知について御配慮をお願いいたします。

連絡先

鹿児島県環境林務部

廃棄物・リサイクル対策課

産業廃棄物係 並松

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

Tel 099-286-2596 Fax 099-286-5545

E-mail emsangyo@pref.kagoshima.lg.jp

PCB廃棄物の適正処理について

鹿児島県環境林務部

廃棄物・リサイクル対策課産業廃棄物係

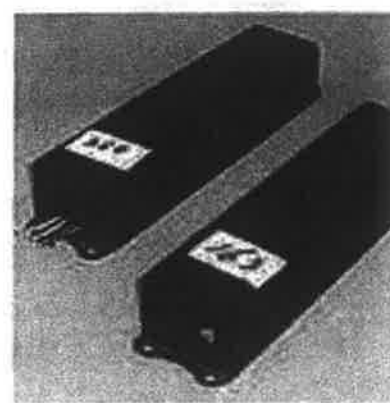
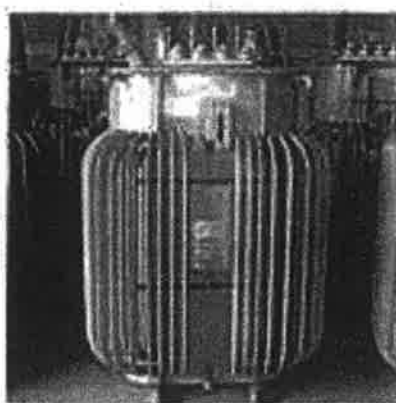
1 PCBとは

PCBとはポリ塩化ビフェニルの略称で、電気機器の絶縁油などさまざまな用途に使用されてきました。

慢性的な摂取により人の健康を害することが報告されています。昭和43年にはカネミ油症事件が発生するなどその毒性が問題となり、昭和49年には製造・使用が禁止されています。

国内では、昭和47年までに約54,000トンのPCBが使用されています。

その代表的な用途として、高圧コンデンサ、高圧トランス、安定器の絶縁油等があります。



2 PCB廃棄物に対する規制の概要

保管事業者の責務として、以下の事項が定められています。

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）

- ① 毎年度、保管及び処分の状況に関し、届出を行う（法第8条）。
- ② 平成39年3月31日までに処理をすること（法第10条・政令第3条）。
- ③ 保管場所等の変更があったときは、その変更のあった日から10日以内に届出を行う（省令第6条）。
- ④ 譲渡し及び譲受けは制限されている（法第11条）。
- ⑤ 相続、合併又は分割があったときは、承継を行い、承継のあった日から30日以内に届出を行う（法第12条）。

※ 届出先：保管事業場を管轄する地域振興局・支庁の環境担当課
（鹿児島市内の事業場については、鹿児島市廃棄物指導課）

※ 新たにPCB廃棄物が見つかった場合は、速やかにその旨届け出てください。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

① PCB廃棄物の保管基準（省令第8条の13）

ア 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。

イ 次に掲げる事項を表示した掲示板（縦、横それぞれ60cm以上）の設置をすること。

- ・ 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
- ・ 保管する特別管理産業廃棄物の種類
- ・ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

ウ 飛散，流出，地下浸透，悪臭発散の防止のための措置を講じること。

エ ねずみ，蚊，はえ等が発生しないようにすること。

オ 他のものが混入するおそれのないように必要な措置を講じること。

カ 容器に入れ密封する等のPCB廃棄物の揮発防止措置及び高温にさらされないために必要な措置を講じること。

キ PCB廃棄物の腐食防止措置を講じること。

保管場所表示の例
(縦・横それぞれ60cm以上)

特別管理産業廃棄物 PCB廃棄物保管場所
関係者以外の立入を禁止する。
管理責任者 ○○○○
名称 ○○○○
連絡先 ○○○-○○○-○○○○

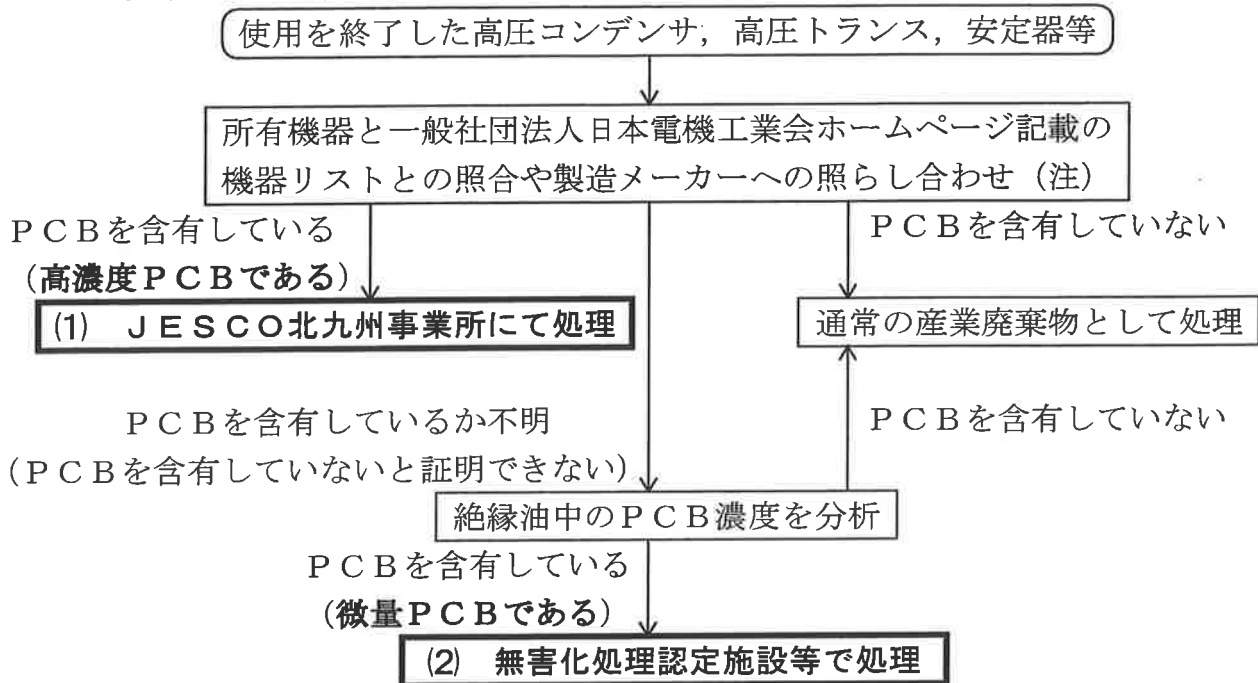
② 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2第8項，第9項，省令第8条の17）

ア 事業場ごとに設置しなければならない。

イ 資格を有する者の設置が必要。

3 PCB廃棄物の処理

PCB廃棄物の確認、処理の流れ



(注)

- 一般社団法人日本電機工業会（JEMA）のホームページ「PCBを含む機器であるかの判別方法及びPCBを含む電気機器である場合の対応方法」（http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/hanbetsu_taiou.html）
- 同ホームページ「お客様からの問い合わせ窓口」（https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/p_6-1.html）

(1) JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）

- JESCOは、全額政府出資により設立された会社です。
- JESCOでは、高濃度PCB廃棄物のみの処理を行います。
- 全国5か所で、PCB廃棄物の処理を行っており、鹿児島県内のは北九州事業所にて処理が行われます。
- JESCOでPCB廃棄物を処理するためには、あらかじめ、登録が必要です。
- 高濃度PCB廃棄物を処理する場合、中小企業者等の方への処理費用の支援制度があります。
- JESCO北九州事業所における処理期限は、高圧トランス、高圧コンデンサ等については平成31年3月まで、安定器等・汚染物については平成34年3月までとなっています。

JESCOへのお問合せ

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 小倉オフィス 営業課
〒802-0001
北九州市小倉北区浅野三丁目8-1 AIMビル8階
電話 093-522-8588

(2) 無害化処理認定施設等

- ・ 無害化処理認定施設とは、国から微量PCB廃棄物の処理について認定を受けた施設です。この他、微量PCB廃棄物の処理について都道府県の許可を受けた施設があります。
- ・ 処理業者により、処理できる微量PCBの種類や大きさ等について制限がある場合がありますので、直接お問合せください。
- ・ 微量PCB廃棄物は平成39年3月31日までに処理する必要があります。

＜廃棄物処理法第15条の4の4第1項に基づき無害化処理認定を受けた業者＞

事業者名	設置場所	電話
一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター	愛媛県新居浜市	089-941-2111
光和精鉱株式会社	福岡県北九州市	093-872-2100
株式会社クレハ環境	福島県いわき市	0246-63-1231
東京臨海リサイクルパワー株式会社	東京都江東区	03-6327-3190
エコシステム秋田株式会社	秋田県大館市	0186-46-1436
神戸環境クリエート株式会社	兵庫県神戸市	078-651-5060
株式会社富山環境整備	富山県富山市	076-469-5356
株式会社富士クリーン	香川県綾歌郡	087-878-3111
関電ジオレ株式会社	兵庫県尼崎市	06-6411-3690
三光株式会社	鳥取県境港市	0859-44-5367
杉田建材株式会社	千葉県市原市	0436-96-1311
JFE環境株式会社	神奈川県横浜市	045-505-7949
群桐エコロ株式会社 (旧：株式会社エコロジスタ)	群馬県太田市	0276-55-0500
環境開発株式会社	石川県金沢市	076-244-3132
オオノ開発株式会社	愛媛県東温市	089-976-1234
JX金属苫小牧ケミカル株式会社	北海道苫小牧市	0144-56-0231
株式会社かんでんエンジニアリング	兵庫県神戸市 ほか	06-6448-5711
株式会社GE	大阪府堺市	072-243-6335
ユナイテッド計画株式会社	秋田県秋田市	018-877-3027
エコシステム小坂株式会社	秋田県鹿角郡	03-6847-7011
中部環境ソリューション合同会社	愛知県知多郡 愛知県名古屋市	052-880-0630
株式会社神鋼環境ソリューション	兵庫県神戸市	078-261-7060
北電テクノサービス株式会社	富山県滑川市 ほか	076-442-4818
ゼロ・ジャパン株式会社	愛知県知多市	03-5381-1233
三池製錬株式会社	福岡県大牟田市	0944-53-7262
中国電機製造株式会社	岡山県倉敷市	082-286-3411
日本シーガテック株式会社	京都府福知山市	03-5439-4831
赤城鉱油株式会社	群馬県みどり市	0277-73-0194
東芝環境ソリューション	神奈川県川崎市	045-510-6776
株式会社太洋サービス	静岡県浜松市	053-447-4640

< 廃棄物処理法に基づき都道府県知事等の許可を受けた業者 >

事業者名	設置場所	電話
エコシステム山陽株式会社	岡山県久米郡美咲町	PCB 営業推進部： 0868-62-1341 本社：03-6847-7013
水島エコワークス株式会社	岡山県倉敷市	086-447-3255

※ 環境省ホームページより参照 (<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>)

(3) PCB 廃棄物収集運搬業者

- ・ PCB 廃棄物の収集運搬を委託する場合、廃棄物処理法に基づく許可を受けた者に委託しなければなりません。

< PCB 廃棄物収集運搬業者 (鹿児島県) >

事業者名	住所	電話
山九株式会社	福岡県北九州市	093-581-2631
J R 九州メンテナンス株式会社	福岡県福岡市	093-561-0775
西鉄運輸株式会社	福岡県福岡市	0120-707-075
九州運輸建設株式会社	福岡県北九州市	093-692-0431
日本通運株式会社	東京都港区	093-571-7281
株式会社全環	福岡県福岡市	092-526-0022
西日本日立物流サービス株式会社	大阪府大阪市	06-6461-8061
株式会社NSロジ西日本	福岡県北九州市	093-671-6550
株式会社森商事 (微量 PCB 汚染廃電気機器等に限る。)	福岡県大牟田市	0944-54-3816
株式会社JESCO-EXPRESS	奈良県北葛城郡	06-6462-0004
株式会社アンカー	鹿児島県鹿児島市	099-822-1230
有限会社久米産業	岡山県久米郡	0868-62-2275
株式会社ユアック	岡山県久米郡	0868-62-1500

※ 廃棄物の収集運搬業の許可は、積卸地を管轄する両方の都道府県等の許可が必要です。

4 鹿児島県・鹿児島市の産業廃棄物担当部局

- ・ 鹿児島県庁 鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課産業廃棄物係
鹿児島市鴨池新町10-1 電話 099-286-2596
- ・ 鹿児島市役所 鹿児島市環境局清掃部廃棄物指導課
鹿児島市山下町11-1 電話 099-216-1289
- ・ 鹿児島県地域振興局（支庁）関係課（室）

名称	電話	管轄区域
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部健康企画課	099-273-2332	いちき串木野市，日置市，三島村， 十島村
南薩地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	0993-53-2317	南さつま市，枕崎市，指宿市， 南九州市
北薩地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	0996-23-3167	出水市，阿久根市，薩摩川内市， さつま町，長島町
始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	0995-44-7959	始良市，伊佐市，霧島市，湧水町
大隅地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	0994-52-2112	曾於市，志布志市，鹿屋市，垂水市， 大崎町，東串良町，肝付町， 南大隅町，錦江町
熊毛支庁 保健福祉環境部健康企画課	0997-22-0032	西之表市，中種子町，南種子町
熊毛支庁 屋久島事務所保健福祉環境課	0997-46-2024	屋久島町
大島支庁 保健福祉環境部衛生・環境室	0997-53-7474	奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町， 龍郷町，喜界町
大島支庁 徳之島事務所保健衛生環境課	0997-82-0149	徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町， 知名町，与論町